

令和年 6 第 422 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録（4 日目）

（令和 6 年 3 月 7 日 午後 2 時 05 分）

●議長（佐藤武雄） 休憩前に続き会議を開きます。

通告の 9、伊藤博美議員

- 1、補聴器補助制度について
- 2、空き家対策について

議席番号 11 番、伊藤博美議員。

◆11 番（伊藤博美） 議席番号 11 番、伊藤博美でございます。昨年の第 421 回町議会 12 月会議におきまして、採択されました請願の第 6 号、補聴器購入に公的補助を求めるその請願のその後についてお伺いいたします。請願の願意は、補聴器が必要だが高価であり購入できない。少しでも補助を求めるものであり、令和 6 年度に予算化を求めるものであります。本会議での採択後、請願は町長に送付されたと思いますが、令和 6 年度当初予算には見当たりません。どう対応されたのかをお伺いいたします。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） ただいまご質問いただきました、伊藤議員からの質問にお答えいたします。補聴器補助制度の創設につきましては、高齢者の生活支援と社会参加を進める施策の一つといたしまして、兼ねてより伊藤議員からご提案をいただいております。制度創設の意味等につきましては、十分に承知しているところでございます。また昨年 12 月において、補聴器購入に公的補助制度を求める請願が採択されましたので、町民からの期待される大きな施策であるというふうに改めて認識したところでございます。これらの経過を踏まえまして、町としての対応でございますが、制度を創設する方向で具体的な内容やスケジュールなどの検討に移らせていただいております。また、制度の導入に当たりましては、介護保険制度をはじめとした高齢者支援に係る国庫補助事業の財源、これが活用できないか、あるいは県や既に導入しております自治会へ財源等について照会したところでございますが、残念ながら適用可能な財源は現時点で見つからないという状況でございました。従いまして、これに要する財源につきましては、町が単独、独自に用意することになりますが、ご購入いただく補聴器が町民の皆さんに有効活用されますよう、制度の具体的な在り方を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） これから実現する方向で、具体的に検討を加えるということでした

ので、ぜひそれは進めていっていただきたいと思います。本来、町長からこういう答弁が出ると思いませんでしたので、私は実は議会として、また一人の議員として、この請願に私自身も責任があるというふうに思っておりました。採択されて終わるものではありません。要望に応じて実現することこそが、その議会の責任なんだというふうに思っております。町にも採択を受けて、ぜひ一つ責任を持って取り組んでいただきたいと思いますので、お願いいたします。制度を作り、購入時の補助を行っていただくということは、先ほど町長も申し出されましたけれども、高齢者の支えになるだけではなくて、今日は大変若い人、若年層の人の難聴も増えてきていると伺っております。私も今まで、この場において何回も訴えてきたのは、高度重度の住民の皆さん方は、国からの補償的なものもあるということは重々承知しております。ただ、軽度中等度、要するに 29 デシベルから 69 デシベルの間のこの人たちは、なかなか障害者手帳を持つことができない。その人たちに、年齢に関係なく適応してほしいというものであります。国の制度がまかないきれないというところは、地方自治体が支えるのは、本来の地方公共団体の役割であり、地方公共団体が背おっている住民福祉の向上に繋がるのだと確信しております。さて私は、今の社会において、これ以上社会的弱者というものを出すべきではないと考えております。人口の減少が進み、さらに高齢化社会においても、元気に社会活動が積極的に参加できるんだというような高齢者がたくさん出てくれるということを望んでおります。ぜひ仕事にも会話にも参加して、それが従来から言われているように、認知症の歯止め・予防に繋がるということは、私もこの場において何回も医学的検知も出ているということを申し上げてまいりました。少しでもそういったことに、この補聴器の使用によって役立っていただければいいかなというふうに考えております。町長との話しではありませんが、高齢者あるいは障害者に優しい町づくりという観点からも、ぜひ制度を作っていただくよう強く求めたいと思います。さて、請願というものはなかなか届くものと届かないものがあるわけですが、これからの社会の中において、さまざまな請願あるいは陳情等が出るかと思いますが、全ては自分自身のためではなく、また町の発展にも繋がる一助だと思っておりますので、これからの中でもしっかり考えていただきたいなというふうに思います。次に、空き家対策について伺います。国の方は、来年度予算で空き家対策総合支援事業として、前年度費で 5 億円多い 59 億円を予算化いたしました。空き家再生対策推進事業によって、自治体が定める空き家対策等計画に基づいた、空き家の活用や取り組み等を支援するとしております。町の来年度予算におきまして、空き家対策事業として、前年度同額の 108 万円余りを予算化しております。そこで空き家対策協議会は 8 人で、そしてまた 3 回の会議を予定しているということで予算化されておりますが、この空き家対策協議会とはどういう会議なのか、その説明を求めます。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 空き家対策協議会でございますが、町では、信濃町の空き家対策の計画がございます。その計画を審議していただくということになる会でございます。

令和年 6 第 422 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録（4 日目）

ます。以上です。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 信濃町の空き家の対策の審議ということですが、具体的な内容というものはどういうことかお聞かせいただけますか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 具体的な内容でございますが、町の空き家対策計画があるわけでございます。もう既に出来ているんですけども、そういった内容を審議をいただくということと、現在町では、実は空き家特措法、国の方の法律が前年の 12 月に一部改正がなされているわけでございますが、それに合わせまして、町も特定空き家の関係でありますとか、管理不全空き家の関係等々について、改定作業を進めなければならないということで、今作業中でございますけれども、その辺の関係でまた空き家対策協議会で審議をしていただくということでございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） その協議会で協議します計画なんですけれども、それは具体的に言いますとこういうことでしょうか。例えば、空き家があつてそこに住んでもらえるかどうかということも含めてなんですけど、どうしても邪魔な場合は除却というんですか、除去ではなく除却というふうに私は読んだんですが、そういうものも含めるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 町が特定空き家に認定した場合、もちろんその協議会で審議をいただくんですけども、その場合に除却をすることも出来るというふうにされておりますので、その審議をしていただくということもあるということでございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 2015 年に施行されました、空き家対策特別措置法というのがあります。これは対策の計画を立てて、空き家への立ち入りの調査もできますし、固定資産税の情報を利用するというのも可能になるという特別措置法であります。同時に放置された危険な特定空き家、それからこれらを強制的に解体できるようにもなるというのが特別措置法でありました。これは昨年 2023 年に改正されまして、更に強化されたわけで

令和年 6 第 422 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録（4 日目）

す。内容が、今まで立ち入ったり、あるいは課税を強化したりすることはしたんですが、強制的な解体ということがここで出てきまして、強制的な解体も出来るんだということですが、町において対策協議会の中で検討して、強制的な解体というものは今までにあったんでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 強制的に解体をしたというケースはございません。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 適切な管理がされており、適切な管理がされていけばいいんですけども、それが管理がされていないということで、動物が入って住み着いてしまった、あるいは建物が老朽化して傾いているといった場合、あるいは何年も住民がいませんから立ち木が隣のところまではみ出してきているというふうなことなど、これらが特定の空き家になると思います。そこで言葉だけではなく、特定の空き家というものはもう少し具体的にどういうものなのか、その説明を申し上げます。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 特定空き家の定義でございますが、倒壊等が著しく保安上に危険がある、もしくは衛生上著しく有害である、放置すると不適切な空き家を、いわゆる審議会を経て町が特定空き家というふうに認定した場合に、この特定空き家になるわけでございます。議員おっしゃるとおり、特定空き家に認定しますと、必要に応じて町が解体といたしますか、除却をすることもできるということでございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆11 番（伊藤博美） 特定空き家に認定されますと、町としても所有者に対しまして様々な指導といたしますが、助言なども行われるだろうと思います。勧告もしますのででしょうし、あるいは命令というふうなこともすると思いますが、それでも課税されない場合には、特別措置法といたしますか、それによって課税額が最大 6 倍にも跳ね上がるということも聞いております。こういった物件が今、信濃町には何件かありますでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） そういった物件に近いものはあると思います。しかしながら町で今、この放置空き家の中で、特定空き家というものに認定した空き家は現在のと

令和年 6 第 422 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録（4 日目）

ころございません。過去に空き家対策の実態調査をした経過がございます。その中で参考でございますけれども、使用されていないと思われる空き家、平成 28 年のデータですので 7 年前のデータになりますけれども、275 件確認をしています。その 275 件の中で、アンケートを取りまして、回答率 44 パーセントくらいでしたけれども、123 件の方から回答をいただいて、そのうち利用しているんだというものが 27 件、利用していないという回答が 96 件で、78 パーセントということでした。参考でございます。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） よく空き家というふうになりますと、申請用紙が必要で、それでもって空き家対策として利用されればいいんですけども、そういう利用にあたっては空き家の申請ということがあると思うんですが、今までこの信濃町の中において、空き家だからということで申請のあった件数はどのくらいになりましたか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 今、伊藤議員のおっしゃるその申請の意味は、どういった意味の申請ですか。その利活用の申請のことでしょうか。それとも補助事業等の改修等の申請のことでしょうか。ちょっとすみません。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。これ通告の順番どういうふうになっているのかはっきりして質問してください。

◆4 番（伊藤博美） 分かりました。何件かあると思うんですけども、確か前に一度伺ったときには 140、50 件くらいの申請として出ているのかなというふうに伺ったことがあるんですが、今空き家として登録されたのが 275 件、それから回答があったのが 123 件で利用しますそれから利用しませんという回答ですが、これを除くと約倍近い件数がそのまま残っているというふうに思うんですね。275 件に対して回答が 123 件ですから。そうしますと、これらの他の件数の中で、申請で言いますか、空き家申請をしますというふうな申請の用紙というものはあると思うんですけども、今は使用していないんでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 伊藤議員さんがおっしゃるのは、空き家バンクの関係のことですかね。まちづくり企画係のほうになるんですけども、私の方では申請件数とかというのは空き家バンクの関係は把握してございませんが、利活用、伊藤議員さんの通告の内容にもあったように、利活用の関係でちょっとお答えをさせていただきますと、

まちづくり企画係とうちのほうは、移住定住政策の一環として、空き家バンク登録による利活用の推進を行っているところでございます。いわゆる空き家の流動化を促進するための支援について、まち、ひと、しごと、総合戦略に位置づけて一体的事業として推進しているところでございます。若干この支援策でございますが、建設水道課で担当しているのが、空き家のリフォーム補助とございますか、空き家の改修支援事業の関係でございます。いわゆる空き家の改修及び家財の撤去等もこの事業でできるということで、ハード面については、うちの建設水道課のほうで所管をしています。また、まちづくり企画係のほうでは、住宅取得資金移住補給金制度ですとか、そういうソフト面につきまして所管となって進めているところでございます。特に、移住定住の推進につきましては、まちづくり企画係におります地域おこし協力隊員と、定住支援員が総合的窓口の役割を担っておりまして、移住支援サイトの中で、空き家バンク登録、空き家流動化の促進とその活用について調整を図りながら進めているということでございます。件数的なものは、今ここに数字的なものを持ち合わせておりませんのでお答えできませんが、そういうことでお願いをしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 空き家の修繕とございますか、そういった面において、令和 4 年度の決算を見たときに 2 件で 50 万円ですか、その補助金が使われておりまして、利用されております。これからの中でもこうした空き家とございますか、特定の空き家というものが多くでるのではないのかなということは心配しております。放置される空き家を増やさないということも、一つの町を進めていく上で大切なのではないかと思いますし、あるいは地域の資産として生かすのも一つの方法ではないかと思います。空き家を中心として、その地域の移住定住の促進を図るとか、あるいは地域の活性化を図るといような取り組みというのものも、いろんな各種で進められておりますが、こうした取り組みの中に、空き家を利用した取り組みというものを考えていくような方向ではないのかなと思っております。町として、こうした空き家の取り組みをしっかりとやっていただきたいということで、取り組みの方法としては一般社団法人ですとか、あるいはまた地域の運営組織や自治会組織というのものも、全国各地に生まれているわけですが、一つの形として、その地域における空き家を利用した活性化ということも、これからの町の中で行っていくべきではないのかなというふうに思っております。最後になりますが、町長お聞きいたします。信濃町の空き家は、これからも増えていくだろうと懸念しております。それらの地域において、地域の活性化に沿わない弱体化に繋がるんじゃないかと。高齢者だけが地域に残って、その人たちだけで生活を行うということも大変苦しいといえますか、切ない立場なんだろうなというふうに思います。地域の活性化のためにも、こうした特別な空き家とございますか、空き家を利用した形での一つの政治的な方策というものを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

令和年 6 第 422 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録（4 日目）

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 伊藤議員おっしゃられるとおり、空き家を利用できるものは大いに利用しなければならないと思っております。特に、移住される方々への住宅の提供というような面で、空き家が果たすべき役割といたしますか、大きいのではないかと思っております。ただ、建設水道課あるいは総務課の方と話しする中でお聞きしておりますのは、空き家を長期間にわたって放置することが、大変その後の利用にとって大きな障害になるということでもあります。従いまして居住といたしますか、通常の利用がなされないことがはっきりした段階で、その所有者あるいは関係者の皆さん方は、できるだけ早いタイミングで、町なりあるいは町内にございます空き家を取り扱っておられるグループの皆さんの方に提供をいただいて、そうすることによって対策あるいは工事費も安くできるのではないかと、それがしいては新しく居住される方々にとっても経済的な負担が少なく済むというふうに考えたところでもあります。いずれにいたしましても、近々のうちに改めて町内における空き家の実態を調査する予定としておりますので、そういった中で今後の方策を見定めていければと思っております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 伊藤議員。

◆4 番（伊藤博美） 空き家と一口に言いますが、新しくした 30 年くらいのものであれば、100 年近いものもあります。私もこの空き家の関係を考えてとき、私仁の倉なんですけれども、仁の倉で考えても、ざっと寝ながら考えてもパッと浮かんだら 14.5 件です。それから一部団地の中にもあるだろうと考えると 20 件くらいあるなあというふうなことも頭に浮かびました。また、それだけで済めばいいんですが、一人暮らしの方が亡くなれば当然空き家が増えてくると、それから高齢者のご夫婦の方の高齢者世帯のうちもどちらかが亡くなれば、まもなくすれば 10 年、20 年のうちにはまた空き家になるだろうということを考えますと、非常に空き家の個数が増えてくるなあというふうに思っております。いつまでもそのままにしておくわけにはいけません、かといって若い人たちが新たに住んでくれるというふうなものにもならないと思っております。そんなことを考えますと、やはり一つは地域もあるんでしょうし、それに町としても少しでも補助を出していただけるような形をとって、空き家対策を講じていく必要があるだろうということを申し添えまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 以上で、伊藤博美議員の一般質問を終わります。本日の日程は全て終了しました。お諮りいたします。委員会審査のため本日の本会議終了から、3 月 20 日までの間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声。）

気になる人々がいらっしゃるように、本日の本会議終了後から 3 月 20 日までの間を休会とすることに決定いたしました。3 月 15 日は議会運営委員会と、議会全員協議会が午後

令和年 6 第 422 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (4 日目)

から予定されております。また、予算特別委員会が 18 日月曜日午前 10 時から予定されていますので、ご承知願います。本日はこれで散会といたします。ご苦労様でした。

(終了 午後 2 時 35 分)